

広島県告示第二百二十三号

平成二十四年広島県告示第五百三十二号（広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領）の一部を次のように改正し、令和七年三月二十四日から施行する。

令和七年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の減額) 第一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、 条例第四条第一号の規定により、一般旅券の 発給手数料を二、三〇〇円に減額する。 一一四 (略)</p>	<p>(手数料の減額) 第一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、 条例第四条第一号の規定により、一般旅券の 発給手数料を二、〇〇〇円に減額する。 一一四 (略)</p>